

○表彰対象について

- 1 創意工夫の内容については、候補者の職域における創意工夫（発明・考案に限らず、広く技術などの改良・改善を含む）によって、例えば飛躍的な作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの大幅な削減、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、傷害防止、公害、災害の防止など職域での技術等の改善向上に貢献した社内表彰等の受賞歴を有するなど実績顕著なものとします。従って、単なる永年勤続者、精勤者等は対象とはなりません。
- 2 年齢制限については設けません。ただし、表彰年度（令和5（2023）年度）の4月1日現在で同一会社に継続して5年以上勤務していることを要します。
- 3 候補者の学歴については、原則として高等学校卒業以下を対象とします。ただし、短大、高等専門学校及び文化系の大学卒業者も対象とします。なお、就業中に夜間の大学（理工系）を卒業した者についても対象とします。
- 4 候補者は人格に著しい欠陥のない者であること。
- 5 異なった業績による場合であっても、5年以内における同一人の重複した表彰は行いません（本年度は、平成30（2018）年度以降の当該表彰受賞者は対象となりません）。
- 6 1業績3名以内（個人）とします。
- 7 候補者の職場における地位上の制限については、工場などにおける職長以下の工員、農業従事者、医療補助者、研究所における技能職員、及びこれと同程度の者までとします。
- 8 候補者は、表彰年度（令和5（2023）年度）の4月1日現在において、推薦時点での表彰対象となる職場における地位上の制限を満たす企業等の職員である必要があるため、退職予定の者や地位の変更等が見込まれる者は推薦しないでください。
- 9 候補者の数は、同一事業所から10名以内とします。（事業所とは、労働基準法における事業場に準じます。）

（7に関する補足説明）

- ・ 鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設などに関する工場、事業場（農場、牧場などを含む）に勤務する勤労者の場合は、職長、班長、工員、作業員、運搬員、配達員などであって職長以下の地位にある者。
- ・ 保健、衛生の業務に従事する勤労者の場合は、例えば病院、診療所、医療研究機関などにおける看護師、助産師、保健師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、診療エックス線技師、研究用実験動物の飼育などに従事する医療補助者を対象とします。
- ・ 各種研究所、試験場、学校等における勤労者にあつては、例えば、研究用機器の運転、手入れ、研究用資料の整備、調整、制作、研究用機器の作成、研究成果の製表、圃場の整理、研究用動植物の育成等の業務に従事する技能職員を対象とします。
- ・ 中小企業において職制が明瞭でない場合には、経営者以外であれば一応該当者とします。
- ・ 小規模企業（従業員20名以下）、家族労働者を含む程度の個人企業例えば農業従事者、大工、左官などの事業の場合は経営者自身も対象となります。